



## インターネット上の違法・有害情報の審議機関、 韓国「KISCOM（Korea Internet Safety Commission）」の活動概要

KDDI総研 制度・政策G 研究主査 穴田 香織

### ■ KISCOM（Korea Internet Safety Commission）とは

韓国インターネット振興院が発表している報告書「コンピュータとインターネット利用に関する統計（2008年1月）」によると、2007年12月現在の韓国インターネット人口普及率（6歳以上）は76.3%である。同時期、総務省の「通信利用動向調査」によると、日本のインターネット人口普及率（6歳以上）は69.0%となっており、日本より韓国のインターネット普及率が高いことが確認できる<sup>①</sup>（脚注1）。さらに、韓国では、3～5歳のインターネット人口普及率が51.0%となっており、幼児期から日常的にインターネットを利用していることが伺える。しかしこの反面、韓国では比較的早い時期から、インターネット上のアダルトサイト、誹謗中傷など違法・有害サイトに関する問題が表面化していた<sup>②</sup>（脚注2）。

現在、韓国では、インターネット上の違法・有害情報対策として、法規制、ホッ



①（脚注1）

なお、韓国インターネット振興院と総務省の調査では、「インターネット利用者」の定義が異なっている。韓国インターネット振興院では、「1週間に最低1回以上、平均的に利用する」、総務省では「過去1年間に、インターネットを利用したことがある」と定義されており、これらを踏まえると韓国の方がより頻繁にインターネットを利用していると考えられる。

②（脚注2）

日本と異なり韓国では、モバイルよりもPCインターネット上の違法・有害サイトが問題になっていた。背景として、これまで韓国のモバイルインターネットは、基本的にキャリアの公式サイトへのアクセスのみで、キャリア以外の事業者が提供するコンテンツ（いわゆる勝手サイト）へのアクセスは不可能だったことが挙げられる。ただし、2008年4月より、携帯電話事業者LG TeleComがフルブラウザを基本搭載した端末の提供を開始している。

トラインセンターの運営、通信事業者・サイト運営事業者等による自主規制、NPO法人・各種団体・PTA等によるサイトパトロール・啓発活動などが実施されている。それらの先導的役割を果たしているのが「KISCOM（Korean Internet Safety Commission：韓国インターネット安全委員会）」である。

KISCOMの前身は、電気通信事業法第53条の2を根拠に設立された「情報通信倫理委員会」で、2006年1月にKISCOMに名称変更された。その後、2008年2月の李明博政権発足に伴い、「放送通信委員会設置及び運営に関する法律」が制定され、同法を根拠にKISCOMと放送委員会の審議機能が統合、「放送通信審議委員会（Korea Communications Standards Commission）」が設立された。このため2008年7月現在、KISCOMの業務は放送通信審議委員会へ移管されているが、本稿では、2008年2月までのKISCOMの活動概要について紹介することとする。

KISCOMの主な活動は、(1) ホットラインセンター「違法有害情報申告センター（Singo）」の運営、(2) 申告された違法・有害情報の審議と是正措置（内容削除、警告、利用停止、利用解除等）である。この他に、(3) フィルタリングソフトの技術開発や「青少年有害媒体物」に指定されたサイトの遮断ソフトの提供、(4) レイティング（内容等級）の規定、(5) 情報通信倫理教育の実施と倫理意識の醸成、(6) インターネットトラブルによる名誉毀損・性的暴力などの被害者に対するカウンセリング、などを実施している。さらに、通信事業者やサイト運営事業者による違法・有害サイト対策に関するキャンペーンや自主規制に対するアドバイスや支援を行うなどKISCOMの活動範囲は幅広い。

KISCOMの運営予算はすべて旧情報通信部<sup>☞（脚注）</sup>から拠出されているが、情報通信部との人事交流はなく、独自に運営されている。KISCOMの職員は、委員、専門委員、常任委員、事務局など合計約110名であるが、採用は独自に実施され、身分も公務員ではない<sup>☞（出典）</sup>。KISCOMの2006年度の予算は60億ウォン（約6億1,000万円）<sup>☞（換算率）</sup>である。2007年度の審議件数は21万6,224件で、このうち11万2,220件に対して是正要求を行った。要員数、予算、審議件数ともに主要国において最大規模と



☞（脚注）

2008年2月、李明博政権発足に伴う省庁再編により、情報通信部は、「放送通信委員会」、「知識経済部」、「行政安全部」、「文化部」へと解体された。情報通信政策の立案・規制は「韓国放送通信委員会」の管轄である。

☞（出典）

研究代表者：坂元章「青少年団体におけるメディア・リテラシー教育の取組と家庭・学校・地域の連携 ～東アジアを中心に（第2期）～」(2006年3月) p110

☞（換算率）

100ウォン＝10.18円（2008年7月1日付け東京市場TTMレート）

言える。

## 1 違法有害情報申告センター「Singo」の運営

KISCOMの重要な活動は、違法有害情報申告センター「Singo（申告の意）」の運営である。「Singo」は1992年8月から運営開始され、現在、電話、郵送、Webフォーム（【図表1】）、メールにて違法・有害情報に関する申告の受付を行なっている。

【図表1】「Singo」のWebフォーム入力画面（<http://www.singo.or.kr/>）

개인정보	
신고자명	<input type="text"/>
E-mail	<input type="text"/>
성 별	<input checked="" type="radio"/> 남자 <input type="radio"/> 여자 <input type="radio"/> 단체
연령구분	<input type="radio"/> 10대 <input type="radio"/> 20대 <input checked="" type="radio"/> 30대 <input type="radio"/> 40대 <input type="radio"/> 50대 이상
※ 신고자명 및 E-Mail은 공백없이 기재하여 주시기 바랍니다. <input type="checkbox"/> 내 개인정보를 PC에 저장	
신고정보	
신고URL	<input type="text"/>
신고제목	<input type="text"/>
신고내용	<input type="text"/>
증거자료	<input type="text"/> <input type="button" value="参照..."/>
	<input type="text"/> <input type="button" value="参照..."/>
	<input type="text"/> <input type="button" value="参照..."/>
회신결과	<input type="checkbox"/> 신고처리결과를 상기 E-mail로 회신 요망
※ 증거자료가 많을 경우에는 하나의 파일로 압축하여 등록하시기 바랍니다. ※ 증거자료 파일의 최대 크기는 10MB입니다. <input type="checkbox"/> 정보통신윤리위원회의 개인정보보호정책을 확인하였으며, 그에 동의합니다.	
<input type="button" value="신고하기"/>	

(出典) 違法・有害情報申告センター（Singo）のホームページ

「Singo」への申告は誰でもできるが、2002年4月からはボランティアスタッフによるインターネット上のパトロール（Cyber Patrol）が実施されている<sup>☞</sup>（脚注）。ボラ



☞（脚注）

ボランティアスタッフが行う申告の内容は、点数で管理されている。点数の基準は、審議にかかるような重要な申告を行った場合、1件につき2点、その他の申告に対しては1件につき1点が付与され、月間申告点数が40点以上の申告者には、通信費として毎月30,000ウォン（約3,050円）が支払われる。ただしこの場合、実名での活動が条件となる。

ンティアスタッフの任期は1年間で、現在、第7期（2008年1月～12月）のボランティアスタッフとして、NPOなど10団体と個人354人が活動している<sup>④</sup>（出典）。なお、KISCOMはボランティアスタッフ向けに、一度に複数の申告ができる「インターネット・パランセ（Internet Blue Bird）」というソフトウェアを提供している。

## 2 違法・有害情報の審議

### 2-1 違法・有害情報審議の基準

申告された情報は、KISCOMが策定した基準に基づき審議される。KISCOMの基準は、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」（以下、「情報通信網法」）や「青少年保護法」など、違法・有害情報関連法規を基に策定されている。

情報通信網法は、韓国において、インターネット上の違法情報を直接的かつ広範囲に規制している法律で、「情報通信網の利用を促進し、情報通信サービスを利用する者の個人情報を守り、情報通信網を健全で安全に利用できる環境にすることによって、国民生活の向上と公共福利の増進に資すること」（第1条）を目的としている。情報通信網法第44条の7（不法情報の流通禁止）第1項に、流通してはならない情報として9つの項目が挙げられている（【図表2】）。



<sup>④</sup>（出典）

違法有害情報申告センター発表資料（2007.12.28）

【図表2】「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第44条の7①（不法情報の流通禁止）

「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」[一部改訂 2008.6.13 法律第9119号] 施行日 2008.12.14 第44条の7①（不法情報の流通禁止など）

①いかなる者でも情報通信網を通じて、次の各号のいずれか一つにあたる情報を流通してはならない。

1. 淫らな符号・文言・音響・画像または映像を配布・販売・賃貸したり、公然と表現する内容の情報
2. 人を誹謗する目的で公然と事実や偽りの事実を表現し、他人の名誉を毀損する内容の情報
3. 恐怖心や不安感を誘発する符号・文言・音響・画像または映像が繰り返し相手に到達する内容の情報
4. 正当な事由なしに情報通信システム、データまたはプログラムなどを毀損・滅失・変更・偽造する、またはその運用を阻害する内容の情報
5. 「青少年保護法」に従う青少年有害媒体物について、相手方の年齢確認、表示義務など法令による義務を履行せず、営利目的に提供する内容の情報
6. 法令により禁止される射倖（注）行為にあたる内容の情報
7. 法令により分類されている秘密など国家機密を漏洩する内容の情報
8. 「国家保安法」で禁止する行為を遂行する内容の情報
9. その他の犯罪を目的とする、教唆または幫助する内容の情報

[全文改訂 2008.6.13]

（表注）偶然をあてにして利益を得ようとする事。ここでは賭博を指す。

（KDDI総研仮訳）

これらに違反した場合、1年以下の懲役又は1,000万ウォン（約102万円）以下の罰金に処せられる（情報通信網法第74条の1）。

一方、青少年にとって有害な媒体物（青少年有害媒体物）については、旧青少年委員会（現保健福祉家族部）が、青少年保護法に基づき決定する。青少年保護法第7条では「媒体物の範囲」として、新聞、雑誌、定期刊行物、漫画、写真集、小説、映画・演劇・音楽・舞踊などの他にインターネットを介した情報（「電気通信事業法」及び「電気通信基本法」の規定による電気通信を通じた符号・文言・音響または映像情報）が規定されている。

これら媒体物に関し、青少年にとって有害なものを決定する基準が、第10条（青少年有害媒体物の審査基準）に定められている（【図表3】）。

## 【図表3】 青少年保護法第10条（青少年有害媒体物の審査基準）

青少年保護法 [一部改訂 2008.2.29 法律第8877号]

## 第10条（青少年有害媒体物の審査基準）

①青少年保護委員会と各審議機関は、第8条の規定による審議において当該媒体物が次の各号のいずれか一つにでも該当する場合には青少年有害媒体物として決定しなければならない。<改訂 2005.3.24、2005.12.29、2008.2.29>

1. 青少年にとって、性的欲求を刺激する、煽情的なもの、及びわいせつなもの
2. 青少年に、暴力性や犯罪の衝動を起こさせるもの
3. 性暴力を含んださまざまな形態の暴力行為と薬物の濫用を刺激する、またはそれらを美化するもの
4. 青少年の健全な人格と市民意識の形成を阻害する反社会的・非倫理的なもの
5. その他、青少年の精神的・身体的健康に、明らかに害を及ぼす恐れがあるもの

②第1項の規定による基準を具体的に適用するにあたっては、現在の国内社会における一般的な通念にしたがって、その媒体物が持っている文学的・芸術的・教育的・医学的・科学的側面とその媒体物の特性を同時に考慮しなければならない。

③青少年有害可否に関する具体的な審議基準とその適用に関して必要な事項は、大統領令で決定する。

(KDDI総研仮訳)

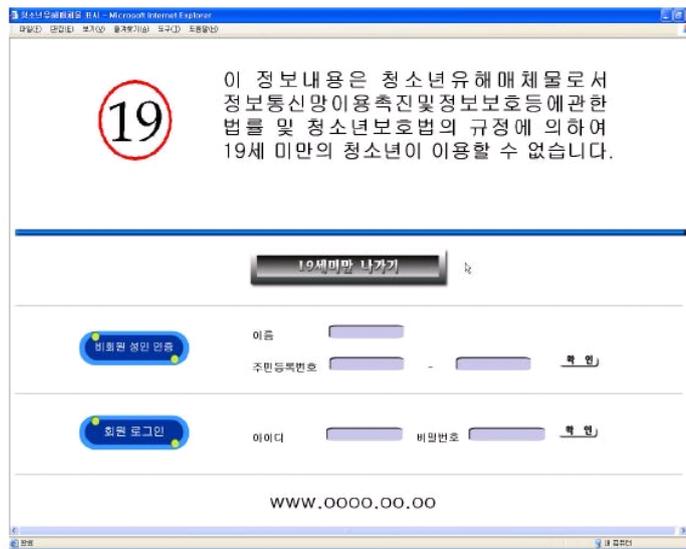
なお、有害であると判断された情報は、「青少年有害媒体物」に指定され、青少年委員会を通じて告示される。「青少年有害媒体物」を提供する場合、19歳未満の者は利用不可である旨がわかるように「青少年有害情報指定マーク（【図表4】）」の表示が義務付けられる（青少年保護法第14条）（情報通信網法第42条の1）<sup>（脚注）</sup>。



（脚注）

「青少年有害情報指定マーク」を表示しない場合、2年以下の懲役または1,000万ウォン（約102万円）以下の罰金に処せられる。

【図表4】青少年有害情報指定マークの掲載例



(出典) KISCOMのホームページ

## 2-2 KISCOM内での審議と是正要求

違法・有害情報として申告があった情報は、分野別の専門家、または専門委員会（月1回開催）及び常任専門委員会（随時開催）によって審議される。これらの委員会でも判断が難しい場合、その情報の内容によって関連する5つの分科会（【図表5】）で審議される。

【図表5】分科会が担当する審議内容

分科	審議内容
第一分科	国家的・個人的な法律違反、不法情報
第二分科	社会的な法律違反、不法情報
第三分科	アダルトサイト、画像チャットなど一般的アダルト情報
第四分科	ポータル、コミュニティ、アダルト情報及びモバイルなど新しい種類のアダルト情報
第五分科	異議申立情報及び各分科から依頼された重要審議情報

(KISCOMのホームページをもとにKDDI総研作成)

審議の結果、違法・有害情報に対して、内容削除、警告、利用停止、利用解除などの是正要求がなされる。違法情報について、情報通信サービス提供者等が削除要請に従わない場合、放送通信委員会が当該情報の削除を要請できる（情報通信網法第44条の7）。

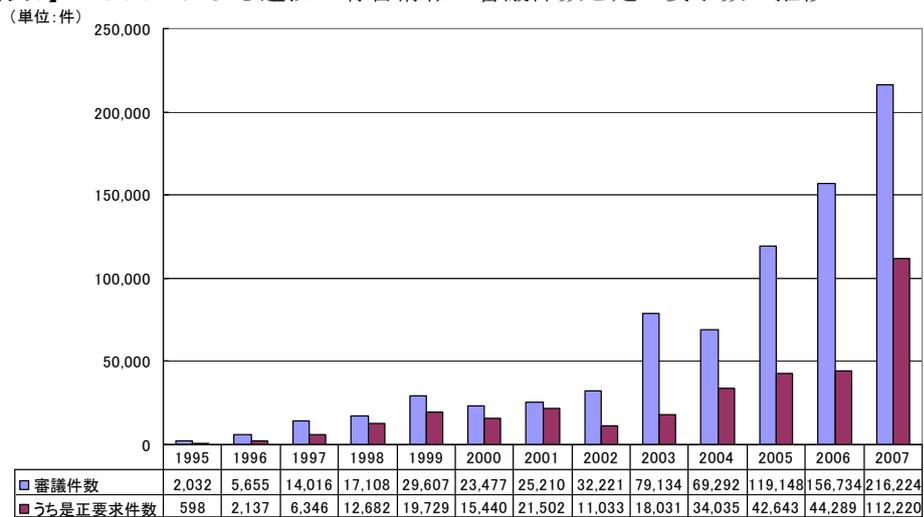
一方、国外の違法・有害サイトについては、INHOPE（Internet Network Association of Internet Hotlines：インターネットホットライン協会）との連携により対応している。INHOPEは、各国のホットライン間の連絡がスムーズかつ効率的に行われるよう調整を行なう機関として、1999年11月に設立された非営利団体で、

2008年6月現在、全世界30カ国33機関が加盟している<sup>④</sup>（出典）。

KISCOMは2003年10月にINHOPEに加盟している。海外の違法・有害サイトについて、KISCOMは当該国のホットラインに通報し、反対に海外のホットラインからKISCOMに韓国の違法・有害サイトに関する通報があった場合、これらのサイトについて審議し、措置を行なっている。

KISCOMでは、以上のような審議を2007年度に21万6,224件行なった。このうち是正要求（内容削除、警告、利用停止、利用解除等）を行なったのは11万2,220件で、審議件数、是正要求件数ともに、1995年のKISCOM開設以来最多となった（【図表6】）。

【図表6】 KISCOMによる違法・有害情報の審議件数と是正要求数の推移



（情報通信倫理委員会「情報統計」（2008年2月）をもとにKDDI総研作成）

### 3 青少年有害媒体物フィルタリングソフトの提供

KISCOMは、①有害スパムメールの遮断ソフトの提供、②フィルタリングソフトの技術開発、③「青少年有害媒体物」遮断ソフトの提供、④オンラインゲーム情報ソフトの提供、を行っている。以下にその概要を示す。



<sup>④</sup>（出典）

INHOPE加盟国一覧については、(<https://www.inhope.org/en/about/members.html>) を参照のこと。なお、日本のホットラインセンターを運営する「財団法人インターネット協会」も2007年3月から加盟している。

### 3-1 有害スパムメールの遮断ソフトの提供

KISCOMは、スパムメールの題名や内容がわいせつであるかどうかを認識し、遮断するソフト「スパムチェッカー」を無料で提供している。「スパムチェッカー」は、ウェブメール、Outlook Expressに受信される迷惑メールまで遮断することが可能である。「スパムチェッカー」はKISCOMのホームページ (<http://spam.kiscom.or.kr/sub/down.html>) からダウンロードして利用する。

### 3-2 フィルタリングソフトの技術開発

W3C (World Wide Web Consortium) が策定したフィルタリングを実現するための技術標準「PICS (Platform for Internet Content Selection label)」に準拠した技術をKISCOMが開発し、民間事業者に技術移転している。技術移転を希望する事業者は、KISCOMに技術移転費500万ウォン (約51万円) を支払い、申し込みをする。

KISCOMが開発した技術をもとに、2008年1月時点で民間事業者73社がフィルタリングソフトを提供している (【図表7】)。どのソフトも、基本的にKISCOMの基準に準拠した有害サイト遮断機能が搭載されているが、その他の機能はソフトによって異なっている。ソフトによって、インターネット中毒防止機能、情報流出クッキー削除機能、コンピュータ利用時間管理機能、利用者別環境設定支援機能などが搭載されている。

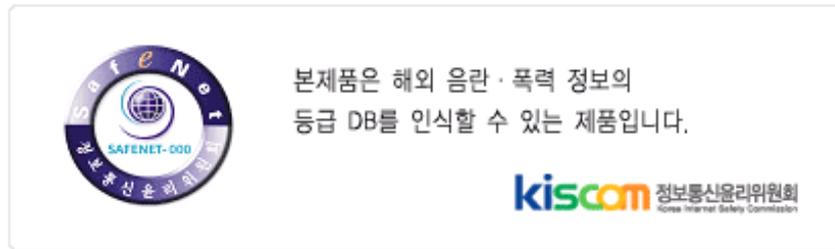
【図表7】 KISCOMの技術をもとに提供されているフィルタリングソフトの一例

フィルタリングソフト名	事業者名	URL
ピカメニゾ	Media Web	<a href="http://www.pcbang.com/">http://www.pcbang.com/</a>
X Keeper	JI RAN com	<a href="http://www.xkeeper.com/">http://www.xkeeper.com/</a>
安心サービス	安哲秀研究所	<a href="http://home.ahnlab.com/">http://home.ahnlab.com/</a>
テレキーパー	Logic plant	<a href="http://www.logicplant.com/ko/">http://www.logicplant.com/ko/</a>
eクリーン2.0	保安研究所	<a href="http://www.eclean.or.kr/">http://www.eclean.or.kr/</a>
H-プランニング	H-プランニング	<a href="http://www.hplanning.co.kr/">http://www.hplanning.co.kr/</a>

(Safe Netのホームページ ([http://www.safenet.ne.kr/use\\_service/use2.html](http://www.safenet.ne.kr/use_service/use2.html))  
をもとにKDDI総研作成)

KISCOMから技術移転を受けて制作されたフィルタリングソフトのうち、KISCOMの認証指針に基づき「適格」の判定を受けたものに対しては、認証マーク (【図表8】) の付与が認められ、各製品に固有の認証番号が付与される。

【図表8】 KISCOMの認証マーク



(出典) 「Safe Net」のホームページ

### 3-3 「青少年有害媒体物」遮断ソフトの提供

KISCOMは、「青少年有害媒体物」に指定されたサイトを遮断するソフト「youth.rat」を無料で提供している。ただし、このソフトでは「青少年有害媒体物」のみの遮断となるため、有害サイト全般の遮断を希望する場合、KISCOMは前述のフィルタリングソフトの利用を推奨している。

### 3-4 オンラインゲーム情報ソフトの提供

また、KISCOMは、家族で利用するために適したオンラインゲームの情報（ジャンル、制作会社名、決済方法、「青少年有害媒体物」の指定有無）を提供するソフト「アルリミ（お知らせの意）」を無料で提供している。「アルリミ」には、情報提供機能だけでなく、青少年に有害なゲーム情報の遮断、ゲームの利用時間の設定機能、ゲーム利用リストのアラーム機能等が搭載されている。KISCOMのホームページ（<http://alimi.kiscom.or.kr/sub/down.html>）からダウンロードして利用する。

KISCOMが提供するこれらのソフトの利用者数（2008年1月時点）は、「スパムチェッカー」が約183万、「フィルタリングソフト」が約186万、「青少年有害媒体物遮断ソフト」が約32万、「ゲーム情報（アルリミ）」が7万となっている（【図表9】<sup>（脚注）</sup>）。



（脚注）

韓国インターネット振興院発表の報告書「コンピュータとインターネット利用に関する統計（2008年1月）」によれば、韓国の3～19歳におけるインターネット利用者数は、2007年12月時点で約977万となっており、フィルタリングソフトについては利用者全体の約19.0%が利用していることになる。

【図表9】 青少年有害情報遮断ソフトの提供数（2001年～2008年1月）

区分	スパムチェッカー	フィルタリングソフト	青少年有害媒体物遮断ソフト	ゲーム情報「アルリミ」
提供開始時期	2003年11月	2001年12月	2001年10月	2005年8月
2001～2004年	1,050,080	959,152	293,188	—
2005年	332,206	252,376	5,533	17,544
2006年	234,640	329,999	17,463	27,588
2007年	199,959	305,154	2,768	28,824
2008年1月	10,108	8,921	291	859
合計	1,826,993	1,855,602	319,243	74,815

（情報通信倫理委員会「情報統計（1995年～2008年1月）」をもとにKDDI総研作成）

#### 4 レイティングの規定

KISCOMは、2001年9月から、情報提供者が自主的に等級を表示する際の目安として、インターネットコンテンツのレイティング（内容等級）を規定している。このレイティングは、表示が義務付けられているものではなく、あくまで情報提供者が自主的に使用することを前提としている。内容等級は、「露出」、「性行為」、「暴力」、「言語」、「その他」の5つのカテゴリーと5段階（0～4等級）で分類されている（【図表10】）。なお、このレイティングは、国際的なレイティング基準<sup>④</sup>（脚注）をもとに韓国の実情にあわせた形で規定されている。



④（脚注）

「RSACi (Recreational Software Advisory Council on the Internet)」、「ICRA (Internet Content Rating Association)」など国際的なレイティング基準との互換性が考慮されている。

【図表10】情報通信倫理委員会（Safenet）による等級基準

	露出	性行為	暴力	言語	その他
4等級	性器露出	性犯罪または露骨な性行為	残忍な殺害	露骨な卑猥語	1.麻薬の使用助長 武器の使用助長 賭博 2.飲酒の助長 喫煙の助長
3等級	全身露出	露骨でない性行為	殺害	ひどい卑猥語	
2等級	部分露出	着衣状態の性的接触	傷害	荒い卑猥語	
1等級	露出した服装	激しいキス	格闘	日常的卑猥語	
0等級	露出なし	性行為なし	暴力なし	卑猥語なし	

(KISCOM「Safe Net」のホームページをもとにKDDI総研作成)

KISCOMは、インターネットコンテンツの等級基準を作成することで、親・教師等にインターネットコンテンツの選別方法の目安を提供し、子どもに見せてもよいコンテンツの決定権を親・教師等に与えることを目的としている。これにより、親・教師は子どもの発達段階・状況に応じて、インターネットコンテンツを選択することが可能になるとしている。

## 5 情報通信倫理意識の醸成

この他にKISCOMは、情報通信倫理意識の醸成のため、小学校4～6年生を対象とした「情報通信倫理教育」（【図表11】）や学校のコンピュータ室に設置されたパソコンへのフィルタリングソフトのインストールなどを行っている。

【図表11】小学校4～6年生を対象とした「情報通信倫理教育」の様子



(出典) KISCOMプレスリリース (2007.10.19)

また、2007年9月、KISCOMは、健全なインターネット文化の普及や正しいインターネットのエチケット（以下、「ネチケット」）醸成のため、韓国で青少年に人気のある女性グループ「シヤ」に情報通信倫理広報大使を委嘱した<sup>4</sup>（出典）。KISCOMは、芸能人の起用によって青少年のネチケット意識の向上を目指している。

## 6 サイバー暴力被害者に対するカウンセリングの実施

KISCOMは、インターネットトラブルによるサイバー暴力（名誉毀損・性的暴力・ストーカー等）の被害者に対するカウンセリングも行っている。具体的には、KISCOMが被害者に対して、サイバー暴力への基本的な対処方法や被害の救済に関連する法規と民事・刑事訴訟及び行政手続きなどについてアドバイスを行うものである。また、サイバー名誉毀損に関わる紛争において、被害事実に関するモニタリングや証拠資料の確認などにより被害者を支援している。

カウンセリングの過程で専門的な知識が必要な場合は、サイバー暴力被害救済チーム（全国の法曹界、医療の専門家によって構成されるネットワーク）にリファーし、被害者に対する救済活動を行っている。

なお、サイバー暴力の被害に関する相談内容は、名誉毀損、性的暴力、ストーカー行為などに分類されるが、なかでも名誉毀損が最も多く、2001年から2007年まで、相談件数全体の約59.7%を占めている（【図表12】）。

【図表12】 サイバー暴力の被害者に対するカウンセリング件数（2001年～2007年）

年度	合計	サイバー暴力の種類			
		名誉毀損	性的暴力	ストーカー	その他
2001年	1,054	278	204	22	550
2002年	3,616	1,428	224	53	2,091
2003年	4,127	1,916	557	95	1,649
2004年	3,913	2,285	322	81	1,225
2005年	8,406	5,735	889	193	1,589
2006年	7,050	4,751	968	184	1,147
2007年	5,599	3,780	392	186	1,241
合計	33,765	20,173	3,556	814	9,492

（KISCOM News Letter（2007年6月号）、情報通信倫理委員会「情報統計（2008年2月）」をもとに  
KDDI総研作成）



<sup>4</sup>（出典）

KISCOMプレスリリース（2007.11.14）

この他にも、KISCOMは、通信事業者やポータルサイト運営事業者、コンテンツ提供事業者によるキャンペーン及び自主規制に対するアドバイス、支援等を行っている。

#### 【コラム】ISP、ポータルサイト運営事業者の取組み

日本では、2008年6月18日、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が公布された。これにより、携帯ISPには、青少年に対するフィルタリングサービスの提供が義務付けられ、ISPには、ユーザから求められた場合、青少年有害情報フィルタリングソフトやフィルタリングサービスを提供することが義務付けられた。韓国では、現在のところISPにフィルタリングサービスの提供を義務付ける法律はない。しかし、ISPやポータルサイト運営事業者は自主規制として、青少年を有害情報から守るための取組みを行っている。

ISPは有害情報を遮断するソフトウェアやインターネットの利用時間を制限するサービスなどを有料で提供している。例えば、KT (Korea Telecom) は、有害サイトのデータベースを24時間構築し、そのデータベースをもとに接続を遮断するサービス「Clean I (クリーン・アイ)」を1カ月3,000ウォン (約305円) で提供している。またKTは、利用時間を制限するサービス「タイムコーディー」を、1カ月3,300ウォン (約336円) で提供しており、子どものゲーム利用時間を制限したい親に好評である。

一方、ポータルサイト運営事業者は、情報通信倫理教育に力を入れている。韓国最大手のポータルサイト「Naver (<http://www.naver.com/>)」を運営するNHNは、韓国情報文化振興院と共同で、全国の小中学生を対象にインターネット教室を開催している。講師は、韓国情報文化振興院から派遣され、講義は、ネチケットや正しい韓国語の使い方、インターネット中毒予防法、スパムメールやウイルスへの対処法等について、クイズやゲーム形式を取り入れながら進められる。NHNは、2008年10月までに全国200の学校でインターネット教室を開催する予定である。

#### 📖 執筆者コメント

最近、韓国ではインターネット上の有害情報の急激な増加、インターネット上のハッキングや大手事業者による個人情報流出事件が相次ぐなど、インターネットの負の面に起因する問題が多発している。これを受けて、放送通信委員会は、2008年7月22日、「インターネット情報保護総合対策」(中期総合計画) を発表した [\(出典\)](#)。



[\(出典\)](#)

[放送通信委員会発表資料 \(2008.07.22\)](#)

「インターネット情報保護総合対策」には、個人情報の収集、利用、提供についての規制強化、個人情報侵害に伴う罰則規定の強化等が含まれている。また、有害情報対策も強化され、例えば、名誉毀損については是正要求してもポータルサイトが適切な措置を行わなかった場合、処罰の対象となる。また、サイトへの書き込みの際、住民登録番号等による本人確認が義務付けられる「制限的本人確認制度<sup>④</sup>（脚注）」については、これまで1日の平均利用者数が30万以上のポータルサイトに義務付けられていたが、その基準が10万以上に引き下げられ、対象となるポータルサイトが大幅に増加する見込みである。そして、これらの法的根拠となる「個人情報保護法」が2008年下半期中にも制定される予定である。

前述の通り、2008年2月、放送通信委員会の発足に伴い、通信分野の違法・有害情報の審議部門（旧KISCOM）と放送分野の審議部門（旧放送委員会）が統合し「放送通信審議委員会」が誕生した。しかし、放送通信審議委員会の審議以外の活動（これまでKISCOMが実施してきたフィルタリングやレイティングの規定、情報通信倫理教育、サイバー暴力被害者に対するカウンセリングの実施など）については、今後の実施規模、実施方法など不透明な部分が多い。その一方で放送通信委員会は「インターネット情報保護総合対策」を打ち出すなど名誉毀損や個人情報保護対策にも力を入れ始めた。

違法・有害情報に関する法規制の動きと併せて、放送通信審議委員会を中心とする韓国の違法・有害情報対策の今後の方向性に注目したい。

## 📖 出典・参考文献

- ・ 韓国情報通信部（MIC）（<http://www.mic.kr/>）
- ・ 韓国放送通信委員会（KCC）（<http://www.mic.go.kr/>）
- ・ KISCOM（韓国インターネット安全委員会）（<http://www.kiscom.or.kr/>）
- ・ 韓国青少年委員会（Government Youth Commission）  
（<http://youth.go.kr/eng/ema/ema01100.asp>）
- ・ 韓国法制処（The Ministry of Government Legislation : MOLEG）  
（<http://www.moleg.go.kr/main/main.do>）
- ・ KT（<http://www.kt.com/>）
- ・ NHN（<http://www.nhncorp.com/>）



④（脚注）

IDでの書き込みは可能であるが、事前に本人確認を行うことで、トラブルがあった際に本人確認できる仕組み。2007年7月の情報通信網法改正の際「掲示板利用者本人の確認」（第44条の5）が新設され、公共機関及び一日平均利用者数が一定数以上のポータルサイト、インターネットメディア、ユーザ制作コンテンツサイトの運営事業者に義務付けられた。

【執筆者プロフィール】

氏 名：穴田 香織（あなだ かおり）

所 属：調査1部 制度・政策グループ

専 門：韓国の情報通信制度・政策、通信事業者動向に関する調査研究

最近の主な調査レポート：

「韓国ドミナント事業者に対するバンドル販売規制の緩和」（R&A2007年9月号）

「韓国のWiBro最新動向」（R&A2007年7月号）

「韓国における2GHz帯3Gサービスの展開状況」（R&A2006年12月第1号）

「世界のFMC動向シリーズNo.3（韓国）～KT、OnePhoneの事業戦略見直し～」

（R&A2006年9月第1号）

「韓国地上波DMBの国内外展開状況」（R&A誌2006年3月号）

「韓国におけるW-CDMAの普及状況」（R&A誌2006年1月号）

Email : ka-anada@kddi.com